

補助金等取扱基準

補助金等の名称	ひとり親すわっ子会活動費補助金
補助事業等の目標	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）及び母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成 20 年厚生労働省告示第 248 号）に基づき、ひとり親家庭等（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。以下同じ。）の福祉の向上を図るために組織されたひとり親すわっ子会に対してその活動経費の補助を行うことで、ひとり親家庭等の抱える問題の解決、ひとり親家庭等との連携強化等に寄与する。
補助事業等の対象者	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体に準ずる団体であるひとり親すわっ子会
補助対象経費	ひとり親すわっ子会の事業計画に基づく活動経費の一部
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 52 年
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 国の母子家庭等福祉施策に基づき、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 こども未来部 こども家庭課 子育て応援係

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）